

介護保険からのお知らせ！

65歳以上の人の介護保険料が改正されます。

介護保険料は、介護給付・予防給付のほか、要介護等の状態になる恐れのある高齢者への介護予防の取り組みに使用されるなど高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすための重要な財源となります。この保険料は、3年ごとに見直しを行うこととなっており、平成21年度からの保険料を見直しました。平成20年度までの介護保険料（基準額）は、4,288円でした。

津奈木町で必要な介護サービス等の費用をまかなうために算定された第1号被保険者（65歳以上の方）の基準額及び年間の介護保険料は次のとおりです。

所得段階	対象となる人	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人	50%	2,069円	24,900円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	50%	2,069円	24,900円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	75%	3,103円	37,300円
第4段階（特例）	第4段階で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	80%	3,310円	39,800円
第4段階（基準額）	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人	100%	4,138円	49,700円
第5段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円未満の人	125%	5,172円	62,100円
第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上の人	150%	6,207円	74,500円

保険料を滞納すると…

期間に応じて、次のような措置がとられます。未納をそのままにせず、お早めに納付相談ください。

1年以上滞納した場合

費用の全額をいったん利用者が負担し、滞納額が減少した場合などは申請によりあとで保険給付分（費用の9割）が支払われます。
※支払い方法の変更が保険証に記載されます。

1年6ヶ月以上滞納した場合

費用の全額を利用者が負担し、保険給付が一時差し止められます。滞納が続くと、保険給付から滞納保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納した場合

利用者負担が1割から3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

※災害等の特別な事情により納付が困難な場合は、保険料の減免などを受けられることがありますので、下記連絡先まで問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ 役場住民課保険班 介護保険担当 ☎ 78-3111（119）